

福岡市西区自治会・町内会加入促進チラシテンプレート作成業務委託 提案競技実施要項

1 趣旨

町内会・自治会(以下「自治会」という)は、福祉や防災などの地域の課題解決に取り組むなど、住民の生活を支える重要な役割を担っている一方で、担い手不足や加入率低下などの課題が生じ、将来的な会の存続を不安視する声も少なくない。

「市民アンケート(令和6年8月実施)」によると、年々自治会加入率の低下がみられるが、自治会未加入者の加入しない理由は「勧誘されたことがない」が最多の回答となっている。

自治会のより積極的な勧誘活動に資するため、自治会長等が自身で編集可能で、転入者や自治会未加入者に対する自治会加入勧誘の際に使用するチラシテンプレートを作成する。

これにあたり本業務を委託する事業者を選定するため、受託事業者を広く募集し、提案競技を実施するもの。

2 件名

福岡市西区自治会・町内会加入促進チラシテンプレート作成業務委託

3 契約期間

契約締結の日から令和8年10月30日まで

4 総事業費

450,000円(上限額、消費税及び地方消費税相当額を含む)

5 委託業務内容

資料1「仕様書」のとおり

6 スケジュール

(1)募集開始	令和8年6月5日(金)
(2)質問書提出締切	令和8年6月11日(木)
(3)質問への回答	令和8年6月16日(火)
(4)提案競技参加申込締切	令和8年6月19日(金)

(5)企画提案書提出締切	令和8年6月 25 日(木)
(6)選定委員会による審査	令和8年6月 29 日(月)(予定)
(7)事業者決定	令和8年7月1日(水)(予定)
(8)契約締結	令和8年7月上旬(予定)

7 特記事項

- (1) 本業務で利用する写真や動画などに関する著作権や肖像権等の権利関係については、提案者において処理することを前提に提案すること
- (2) 「5 委託業務内容」を実施するために必要な経費は、全て「4 総事業費」に含まれるものとして見積書に記載すること
- (3) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない

8 審査方法

以下の提出物による書類審査

- (1) 福岡市西区自治会・町内会加入促進チラシテンプレートデザイン案
- (2) チラシテンプレートデザイン案作成にあたり工夫した点(記述)
- (3) 担当者が携わった広報デザイン

9 この提案競技に参加するものに必要な資格

この提案競技には、次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければ参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲載されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) この委託業務と同種、または類似の実績(団体のCI制作、広報フライヤー類の制作の実績)を有すること(行政・民間いずれも可)。
- (8) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

10 参加申請の手続

提案競技に参加を希望する場合は、参加資格を確認の上、必要書類を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月19日(金) 17時必着

(2) 提出方法

持参または郵送・配送(必着)により提出すること。

郵送・配送の場合は、レターパック、簡易書留、宅配便などの送付記録が残る方法で送付すること。

(3) 提出場所

〒819-8501

福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所地域支援課

封筒等に「福岡市西区自治会・町内会加入促進チラシテンプレートデザイン提案競技参加申込書在中」と明記すること。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、イ～オについては、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること(各1部)。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福

岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案競技募集の公示日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては、イ～ケの提出を免除する。

ア 提案競技参加申込書(様式第1-1号)

イ 登記事項証明書(法人の場合)

(注1)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

ウ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

(注1)本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

(注2)法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

(注3)身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

エ 市町村税を滞納していないことの証明書

(注1)福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

(注2)上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

オ 消費税及び地方消費税納税証明書

(注1)本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

(注2)証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

カ 委任状(様式第1-2号)

(注1)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第1-2号により委任状を作成して提出すること。

キ 誓約書(様式第1-3号)

(注1)様式第1-3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

ク 役員名簿(様式第1-4号)

(注1)様式第1-4号に、代表者及び役員(カの委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

(注2)この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

(注3)役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

ケ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

(注1)法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(注2)個人の場合は、様式第1-5号をもとに作成のうえ提出すること。

コ 同種又は類似の実務の実績表(様式第2号)

サ 団体概要(事業概要がわかるパンフレット、資料でも可)

11 質疑

提案を行うにあたり疑義を生じた場合は、令和8年6月11日(木)17時までに様式第4号をEメールで送付すること(メールアドレスがない場合のみFAXの利用を認めるが、送受信の確認は参加者が行うこと)。

質問に対する回答は、令和8年6月16日(火)17時までに福岡市ホームページに掲載する。

質問提出先:福岡市西区役所地域支援課 t-shien.NWO@city.fukuoka.lg.jp

12 企画提案書の提出

(1) 提出書類

提案提出時に下記①から③までの書類を提出すること。

① 福岡市西区自治会・町内会加入促進チラシテンプレートデザイン案提案書 1案
仕様書(案) 5-(1)-① に示した テーマ(案) 1「共通型」のテンプレート
デザインを作成する。

A4両面とすること。

作成にあたっては、自治会加入促進につながるキャッチコピーやリード文を作成すること。

地域支援課が提供する自治会活動の様子を写した画像データを使用すること。

画像データの提供を受けるにあたっては、21 問い合わせ先 にメールを送付す

ること。画像データは複数枚提供するが、すべてを使用する必要はない。
その他、自治会の組織や活動内容など、チラシテンプレートデザイン案に掲載する項目は自由に提案してよい。

② チラシテンプレートデザイン案作成にあたり工夫した点(記述)

A4片面1枚、様式は問わない。

チラシテンプレートデザイン案作成にあたり、自治会加入促進につながるような企画・デザイン等で工夫した点やパソコンソフトの操作で工夫した点などを自由に記述すること。なお、各自治会で編集作業を行う者は、Microsoft Word や PowerPoint の初心者と想定している。

③ ポートフォリオ

業務担当者が携わったリーフレットまたはフライヤーのポートフォリオを添付すること。ただし、紙の出力物とすること。データのみ提出は不可。

※ ①チラシテンプレートデザイン案提案書、②チラシテンプレートデザイン案作成にあたり工夫した点(記述)、③ポートフォリオは、参加事業者名がわからないようにすること。

④ 見積書

A4サイズ、業務ごとの積算内訳を記載すること。

⑤「同種又は類似業務の実績表(様式第2号)」

当該事業と同種又は類似業務の実績があれば、「同種又は類似業務の実績表(様式第2号)」を提出すること。

(2) 提出期限・提出方法

令和8年6月25日(木)17時までに、持参または郵送・配送(必着)すること。

郵送・配送の場合は、レターパック、簡易書留、宅配便などの送付記録が残る方法で送付すること。

(3) 郵送・持参先

〒819-8501 福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所地域支援課
郵送の場合は、封筒等に「福岡市西区自治会・町内会加入促進チラシテンプレートデザイン提案競技 デザイン案提案書在中」と明記すること。

(4) 提出部数

- ① 事業者名なし 出力紙 8枚 および PDFデータを記憶したCD-ROM 1枚
- ② 事業者名なし 出力紙 8枚
- ③ 事業者名なし 2種類まで 各8部
- ④ 事業者名・押印なし 8部、事業者名・押印あり 1部 計9部

⑤ 事業者名・押印なし 8部

13 参加辞退

参加しない場合は、令和8年6月25日(木)17時までに参加辞退届(様式第3号)を持参するか、メール(質問提出先と同じ宛先)、FAX(092-882-2137)、郵送で送ること。なお、参加辞退をしたことで、福岡市西区地域支援課の他業務の提案競技等において不利な扱いを受けることはない。

14 審査

(1) 審査の方式

今回の提案競技においては、市職員で構成する選定委員会を設置し各選定委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。提案説明(プレゼンテーション)は実施しない。

(2) 評価項目

資料2「提案競技配点表」に沿って総合的に審査し、最優秀提案者を選考する。

(3) 審査結果の通知

最優秀提案者の選考結果については、令和8年7月1日(水)17時まで(予定)に、全提案者に電子メールで通知するとともに、市ホームページで公開する予定。

15 提出書類の取扱い

(1) 提出期限後の提案書等の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字の場合はこの限りではない。

(2) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することない。

(3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合は複製することがある。

(4) 選定された提案は、西区役所地域支援課との協議により、内容の変更を求める場合がある。

16 失格要件

提案書等を提出期限までに提出しなかった場合、条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

17 契約

選考委員会での選考に基づき、福岡市西区地域支援課は最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と速やかに協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

18 本件における著作権等の権利取扱

- (1) この委託で新たに制作された物(以下「制作物」という。版下データならびにそれを構成する原稿類を含む)に係る著作財産権は、福岡市西区地域支援課に帰属するものとする。
- (2) 福岡市西区地域支援課は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (3) 福岡市西区地域支援課は、当該制作物を、福岡市西区地域支援課の別の発行物に使用できるものとする。また、福岡市西区地域支援課が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、受託者が使用料を徴収することはないものとする。
- (4) (3)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 制作にあたり、事業者ならびに福岡市西区地域支援課以外が著作権を持つ素材を利用する際は、受託者において処理すること。

19 その他の留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しない。
- (3) 提供した資料・素材を、他の目的のために使用することは禁止する。

20 添付資料

- ・ 資料1 仕様書(企画提案時)
- ・ 資料2 提案競技配点表
- ・ 資料3 提案様式
 - 提案競技参加申込書(様式第1-1号)
 - 委任状(様式第1-2号)
 - 誓約書(様式第1-3号)
 - 役員名簿(様式第1-4号)

個人用財務諸表(様式第1-5号)
同種又は類似業務の実績表(様式第2号)
提案競技参加辞退届(様式第3号)
提案競技質問書(様式第4号)

21 問い合わせ先

〒819-8501

福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所地域支援課

担当 内藤

電話 092-895-7036 FAX 092-882-2137

メール t-shien.NWO@city.fukuoka.lg.jp